

平成26年(ワ)第2734号 損害賠償請求事件

平成27年(ワ)第728号 損害賠償請求事件

平成27年(ワ)第3915号 損害賠償請求事件

平成28年(ワ)第825号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1 外53名

被告 国 外1名

準備書面(26)

(損害論総論2)

2018(平成30)年2月7日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉村 敏幸

同 宮下 和彦

同 近藤 恭典 外

原告らは、原告らの保護される利益、被侵害利益を「包括的生活利益としての平穩生活権」と考える。かかる被侵害利益が、被告らの過失行為によって侵害された結果発生する損害には、精神的損害と経済的損害の両者が存する。

すなわち、原告らには、本件原発事故によって避難を余儀なくされたことに伴う、ふるさとの喪失、避難途中の生活における苦痛、人間関係の破壊等の精神的損害と、避難に伴う交通費、宿泊費、引越し代、職業喪失による収入減少等の経済的損害が発生している。

原告らは、これら両者の損害を請求する。精神的損害については慰謝料、経

済的損害としてはその実損害額を請求するものである。

そして、原告らは、今後、これらの損害について陳述書やその別紙等によって立証していく予定である。

以上